

令和8 (2026) 修士

令和8 (2026) 年度

履修便覧

東京藝術大学

大学院音楽研究科(修士課程)

はじめに

大学院における研究とは

大学院における研究では、自らの実践や着想に基づく「問い」を立て、学術的な調査、分析、追究によって得られた一定の「答え」を社会に問うことが求められます。音楽の実践、文献研究、参与観察、歴史的資料やデータの分析など様々な仕方でも「問い」にアプローチし、新しい知見を他者と共有できるようにすることで、自身の活動を見つめ直すと同時に、芸術創造のさらなる発展に寄与することが期待されます。

履修便覧について

「履修便覧」は令和8年度大学院音楽研究科（修士課程）入学者を対象に修得単位・履修方法等・その規程を説明したものです。特に変更の指示のない限り、学生はこれに従い、所属する専攻の教育課程（カリキュラム）を理解し、所属教員の指導の下、自己の責任において履修計画を立て、授業科目の履修を通じて修了に必要な単位を修得してください。また、「履修便覧」は修了時まで大切に保管してください。

履修・成績や卒業についての相談方法

（1）履修すべき科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」と「成績通知書」（証明書発行機で発行できます）を必ず持参し、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。

STEP 2. 履修便覧の記載事項について一般的な質問（各科目の区分や用語の説明など）については、教務係で受け付けます。

（2）履修の方法や条件について相談したいとき

STEP 1. まず、「履修便覧」と「シラバス」をよく読み、各自対応してください。

STEP 2. 「履修便覧」や「シラバス」について不明な点があれば、その科目を開設している担当教員室に問い合わせてください。（場所と開室時間は掲示参照）

（3）成績について質問したいとき

STEP 1. 学事暦に記載されている成績質問票提出期間に所定の「入力フォーム」から質問してください。

STEP 2. 教務係から授業担当教員に確認し、回答します。成績に関する質問は授業担当教員に直接行わず、必ず定められた期間内に「入力フォーム」から行ってください。

（4）卒業までに必要な科目について相談したいとき

STEP 1. 「履修便覧」、「成績通知表」（証明書発行機で発行できます。）または「CampusPlan > Web 学生カルテ>成績情報」を参照のうえ、各自で責任を持って行ってください。

STEP 2. その上で質問がある場合は、指導教員（指導教員が非常勤の先生の場合は、所属学科の常勤教員）に相談してください。それでも解決しない問題がある場合は、指導教員の先生から教務係に連絡していただくようお願いしてください。

STEP 3. 教務係では指導教員からの相談を受け、指導教員と一緒に学生をサポートします。教務係単独では学生に卒業の可否や卒業のための条件をお伝えすることはできませんのでご了承ください。

目 次

はじめに

1. 授業・履修登録・成績評価	1
1-1. 授業期間	1
1-2. 授業時間	1
1-3. 授業時間割	1
1-4. 履修登録	1
1-5. 授業・試験	1
1-6. 授業科目の区分	2
1-7. 授業の種別区分	2
1-8. 公欠	4
1-9. 成績評価	4
1-10. 修了	4
2. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規	5
3. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する内規	7
4. 東京藝術大学学位規則（抄）	9
5. 指導教員（五十音順）および担当科目表	12
6. 専攻別教育課程表（別表Ⅰ）	15
7. 専攻別開設科目（別表）	24
8. 留学に係る履修上の特例	33
9. 教職課程	34
10. 学生生活	35
10-1. 学内在留時間	35
10-2. 練習時間	35
10-3. 事務取り扱い時間	35
10-4. 連絡・伝達事項	35
10-5. 学籍	36
10-6. 各種手続き	37
10-7. ロッカー	37
10-8. 自転車の登録	38
10-9. その他	38
11. 諸規則	39
東京藝術大学大学院学則（抄）	39
東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）	46
東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準	49
東京藝術大学成績評価に関する申合せ	50
東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項	51
略記法	53

1. 授業・履修登録・成績評価

1-1. 授業期間

授業期間は、以下のとおりである。

- (1) 前期科目：4～9月
- (2) 後期科目：10～3月
- (3) 通年科目：1年間（4～9月・10～3月）
- (4) 集中講義科目：集中講義期間（7、8、9、12月）

1-2. 授業時間

授業時間は、原則として2時間を1コマ（1時限）として設定されているが、個人指導による実技授業については各専攻（専攻）で定める。

1-3. 授業時間割

授業時間割は以下のとおりである。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	(6時限)
上野校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	(18:00～19:30)
千住校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	

※上野校地の6時限は、授業実施上、5時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。

1-4. 履修登録

履修登録とは、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に、当学期および当年度において履修するすべての科目を届け出る手続きのことである。履修登録は教務システムを使用して行い、併せて履修登録期間中に「履修届（研究計画届）」を提出しなければならない。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割表」「シラバス」等を検討し、その年度だけでなく翌年度以降のことを考慮して、計画的に履修すること。

なお、前期科目、後期科目、通年科目、集中講義科目のすべての科目について、前期の履修登録期間内に履修登録を行う必要があるため注意すること。後期履修登録期間には、後期科目のみ追加・変更・削除が可能である。

年度の途中で留学を理由に休学する場合には、通年授業の単位を半期ごとに修得することが可能である。詳細は33ページを参照すること。

○登録上の注意事項

- (1) 登録は定められた期間に本人が行うこと。
- (2) 登録した科目でなければ単位を修得できない。
- (3) 反復履修可能である科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- (4) 学部生として単位を修得した授業科目の再履修はできない。ただし、外国語演習または楽理科開設の実技は再履修できる。
- (5) 登録期間後の追加・変更・削除は、原則としてできない。
- (6) 登録の手続きを行わない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

1-5. 授業・試験

- (1) 各授業科目の修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受験することができ、合格した者に単位が与えられる。

(2) 試験における不正行為（カンニング、レポート・論文作成における盗用・剽窃）は禁じられている。不正行為が発覚した場合は、東京藝術大学大学院学則第49条に基づき厳正な処分を行うため、十分に留意のうえ、試験に臨むこと。

① 不正行為に該当する行為の例

- a. 試験中にカンニング（カンニングペーパーや他の受験者の答案等を見ること、他の者から答えを教わること等）をすること。
- b. 試験中に答えを教えるなど他の者を利するような行為をすること。
- c. 他人の代わりに受験すること、他人に自分の身代りとして受験させること。
- d. 許可されたもの以外を試験場に持ち込むこと。
- e. 他人の文章や着想の一部または全部を、あたかも自分のものであるかのように用いてレポート・論文を作成すること。
- f. 他人のレポート・論文を代筆すること。
- g. データをねつ造、改ざんすること。

② 履修科目の取り扱いについて

- 実技科目の試験等において不正行為を行った場合:当該年度のすべての実技科目の成績評価を「失格」とする。
- 講義科目の試験等において不正行為を行った場合:当該年度のすべての講義科目の成績評価を「失格」とする。

③ 懲戒処分について

- 不正行為の内容に鑑み、訓告・停学・退学の懲戒処分の対象とする。

(3) 本学では、以下の①②に該当する、人を対象とする研究活動が、人間の尊厳および人権を守るとともに、倫理的・社会的規範に適正かつ円滑に実施されるための審査を行っている。該当する研究を行う場合は、指導教員に相談すること。

- ①個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集し利用する研究
- ②収集された個人データ等を取得し利用する実験研究、および統計処理などを行う分析研究

(4) 「修士リサイタル」「修士演奏」において、学生が属する研究分野ではない研究分野所属の非常勤講師等に伴奏、助演を依頼する場合、それらに対する対価が学生の自己負担となることがあるため、依頼する際は相手方とよく打ち合わせをすること。

1-6. 授業科目の区分

○履修の指定方法により、以下のように区分される。

- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目。所属指導教員の指定によるものとする。
- (2) 選択科目：指定された科目の中から、定められた単位数を修得しなければならない科目。あらかじめ所属教員の指導を受けて履修するものとする。
- (3) 自由科目：上記2枠で履修した科目以外で、任意に履修する科目（修了要件単位には含まれない）。または、各専攻の教育課程表（カリキュラム）の必修科目・選択科目の単位をすべて修得後、さらに履修した科目。

1-7. 授業の種別区分

○授業の種別により、以下のように区分される。

(1) 専門科目

各専攻の専門課程の中心をなす授業。

① 履修が原則として専攻の学生に限られる専門科目

専攻実技科目（個人レッスン、演習、実習、理論）等
修士リサイタル

② 複数の専攻に関わる専門科目

オーケストラ実習
 チェンバーオーケストラ（大学院）
 室内楽実習
 その他一部の実技、講義

(2) 大学院共通科目

専攻の別に関わりなく、研究科内に共通に開設される科目。

レッスン研究
 原典研究
 原典特殊講義
 大学院研究基礎（演習）
 大学院論文作成（実習）
 英語作文（演習）
 英語アカデミック・スキル（演習）
 音楽研究基礎
 音楽教育入門
 音楽リサーチ法（大学院）
 修士学位審査

(3) その他

他専攻の授業科目：下記別表参照

学部開設科目：下記別表参照

留学生特別科目：外国人留学生のために開設される科目（「日本語入門」「日本語初級」「日本語中級」「日本事情」）

他大学開設科目：他大学との単位互換制度により特に履修を認められた科目

別表

他専攻の 授業科目	音楽研究科開設科目のうち、自身が所属する専攻以外の専攻が開設する科目または大学院共通科目	
	「言語・音声トレーニングセンター」開設科目のうち、「英語作文（演習）Ⅰ・Ⅱ」「英語アカデミック・スキル（演習）Ⅰ・Ⅱ」	学部開設授業科目として履修することもできる。
	美術研究科・映像研究科・国際芸術創造研究科開設科目	
学部開設 授業科目	音楽学部開設科目	<p>修了要件単位として認められる限度は <u>4 単位以内</u> とする。</p> <p>学部生として単位を修得した授業科目の再履修はできない。ただし、外国語演習または楽理科開設の実技は再履修できる。</p>
	「言語・音声トレーニングセンター」開設科目のうち、「会話（上級）Ⅰ・Ⅱ」「作文（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」「実用〇〇語（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語歌詞演習（上級）Ⅰ・Ⅱ」「アカデミック・スキル（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」、「英語ディスカッション（上級）Ⅰ・Ⅱ」、「英語プレゼンテーション（上級）Ⅰ・Ⅱ」	
	美術学部開設科目	
	演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センターおよびキュレーション教育研究センター開設科目	
	留学生特別科目 ※ <u>2 単位を上限に</u> 「学部開設授業科目」の単位として認定する。	

1-8. 公欠

学生が授業を欠席する場合、特別の事由により公欠が認められる場合がある。詳細は49ページを参照すること。

1-9. 成績評価

成績の評価は、秀・優・良・可および不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。成績発表日は以下のとおりである。科目の性質上、遅れて成績が発表される科目もある。なお、修士課程の学生にGPA（学修の状況および成果の評価値）制度は適用されない。

- (1) 前期科目：前期末
- (2) 後期科目：後期末
- (3) 通年科目：後期末
- (4) 集中講義科目：原則、授業最終日の属する学期末

成績評価基準

評価基準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

- (1) 学科試験は100点法による。
- (2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- (3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

1-10. 修了

修了するためには、2年以上在学し、各専攻のカリキュラムに従って修了要件単位を修得し、修士論文または修士作品もしくは修士演奏の審査および最終試験に合格しなければならない。詳細は5ページを参照すること。

○学位審査

- (1) 修士論文または修士作品もしくは修士演奏の審査を受けようとする者は、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に論文等の題目、作品もしくは演奏曲目を提出すること。
- (2) 修士論文（専攻により修士作品もしくは研究報告書）は、論文要旨、履歴書を添えて、指定された期間（学事暦および掲示を参照）に提出すること。修士演奏のみで審査を受ける者も同期間に履歴書を提出すること。
- (3) 修士演奏および最終試験（口述試験）の日程は、掲示等により通知される。

○前期修了

- (1) 以下の条件を満たす場合に限り、前期修了を行うことができる。
 - ① 修了予定年度前期末時点で修了要件単位をすべて修得していること。
 - ② 修了予定年度前期末時点で、在学年数が2年以上あること。
- (2) 申請期間と方法
定められた期日までに、所定の申請書を教務係に提出すること。
- (3) 対象者
音楽文化学専攻

2. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規

改 正 昭和54年12月13日

最近改正 令和6年1月11日

履修方法

1. (1) 音楽研究科教育課程

学生は、2年以上在学し、専攻別教育課程表（別表Ⅰ）にしたがって必修科目並びに選択科目をあわせて30単位以上を修得するものとする。学位取得のためには30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士作品もしくは修士演奏の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学位（修士）取得のための最低単位数

各専攻における学位（修士）取得のための最低単位数は、専攻別教育課程表（別表Ⅰ）の取得単位欄の合計に定める単位数である。

(3) 学位の授与

修士の課程を修了した者に対しては、「修士（音楽）」の学位を授与する。

2. 学生は、いずれかの研究室に所属し、指導教員の指導により研究するものとする。

3. 必修科目は、所属指導教員の指定によるものとする。

4. 選択科目については、あらかじめ所属教員の指導を受けて履修するものとする。

5. 学生は、授業開設科が院生の履修を許可する場合、選択科目として学部において開設する科目を履修することができる。専攻実技科目、和声、ソルフェージュ、副科実技など専門科目、また共通科目である専門基礎科目等においては院生の履修ができないものがある。（該当科目については、シラバスも参照すること。）また、大学院の修了要件単位として認める限度は4単位以内とする。学部生として単位を修得した授業科目の再履修はできない。ただし、外国語演習又は楽理科開設の実技は再履修できる。

他の大学院の授業科目を履修し修得した単位数は、他専攻の授業科目として取り扱う。

6. 「言語・音声トレーニングセンター」開設科目のうち、「会話（上級）Ⅰ・Ⅱ」「作文（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」「実用〇〇語（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語歌詞演習（上級）Ⅰ・Ⅱ」「アカデミック・スキル（上級）、（演習）Ⅰ・Ⅱ」、「英語ディスカッション（上級）Ⅰ・Ⅱ」、「英語プレゼンテーション（上級）Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を履修したものについては、前項に規定する「学部開設授業科目」の単位として認定する。ただし「英語作文（演習）Ⅰ・Ⅱ」「英語アカデミック・スキル（演習）Ⅰ・Ⅱ」については、一般の大学院開設科目と同様に（他専攻の授業科目として）履修することもできる。

7. 演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター、未来創造継承センター及びキュレーション教育研究センター開設科目を履修した場合は、第5項に規定する「学部開設授業科目」の単位として認定する。

8. 外国人留学生のために、留学生特別科目として、学部から大学院博士課程までを通じ、「日本語入門」「日本語初級」「日本語中級」「日本事情」の各科目を開設する。留学生特別科目を履修した場合には、2単位を上限に第5項に規定する「学部開設授業科目」の単位として認定する。

9. 各授業科目（学科目・実技科目）は、総授業回数 $\frac{2}{3}$ 以上出席することが採点・成績評価の対象となる。

10. 履修登録

毎年度始め、指定された期間（学事暦及び掲示を参照）に、その年度において履修するすべての科目を届け出ること。教務システムを使用し履修登録するとともに、「履修届（研究計画届）」を提出しなければならない。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割」「授業計画書」等を検討し、計画的に履修すること。

- 登録は定められた期間に本人が行うこと。（やむを得ない理由により、期限までに手続きできない学生は、事前に教務係に連絡すること。）
- 登録した科目でなければ単位は修得できない。
- 一部の科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- 登録の変更・追加・取消は、原則としてできない。
- 二重登録（同一授業時間に2科目以上を登録する）をした場合、両科目とも無効とする。

- 室内楽実習は、前年度に次年度の履修申込み期間を設けるので、注意すること。(教務システムでの登録は新年度に行うこと。)
- 室内オーケストラは前年度に次年度の履修申込み期間を設けるので、注意すること。(教務システムでの登録は新年度に行うこと。)
- 「履修届(研究計画届)」は、必要事項を記入し、期限までに教務係へ提出すること。
- 履修登録の手続きをしない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

別表 I (略) [15 ~ 23ページに記載。]

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

3. 東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文等並びに最終試験に関する内規

制 定 昭和39年4月20日

最近改正 令和7年12月11日

第1条 修士論文又は修士作品もしくは修士演奏（以下「論文等」という。）の審査を受けようとする者は、大学の定めた期間内（10月中旬）に論文等の題目又は作品もしくは演奏曲目を音楽研究科長に届け出なければならない。

第2条 論文等の区分は次のとおりとする。

(1) 作曲専攻……………修士作品

(2) 声楽専攻
 オペラ専攻
 器楽専攻
 指揮専攻
 邦楽専攻 } ……修士演奏

(3) 音楽文化学専攻……………修士論文

2 前項第1号又は第2号により審査を受ける者は、その作品又は演奏に関する論文を加えることができる。ただし、特別の事情により修士演奏を行うことができない場合は、修士論文のみで学位審査を受けることができる。

3 音楽教育研究分野は修士論文に加え、必修選択科目として選んだ分野の作品又は演奏を併せて審査する。ただし、必修選択科目が音楽学分野および音楽科教育学分野のときは修士論文のみで審査する。

4 ソルフェージュ研究分野の修士論文は、ピアノの修士演奏を併せて審査する。

5 音楽音響創造研究分野の修士論文には、作品を加えることができる。

6 論文等（修士演奏を除く）は、大学が定めた期間に音楽研究科長に提出しなければならない。論文等を期間経過後に提出した場合は、その年度内に審査を行わない。

第3条 最終試験は論文等を中心として、口述試験により行う。

第4条 論文等の審査日程及び最終試験の日程については、音楽研究科委員会により決定する。

第5条 論文等に関する審査については東京藝術大学学位規則による。

修士課程 学位審査科目

専攻等	作品のみ	作品+論文	演奏のみ	演奏+論文	論文のみ
作曲	○	○			
声楽			○	○	
オペラ			○	○	
ピアノ				○	
オルガン				○	
弦楽			○	○	
管打楽				○	
室内楽			○	○	
古楽				○	

専攻等	作品のみ	作品+論文	演奏のみ	演奏+論文	論文のみ
指揮			○	○	
邦楽				○	
音楽学					○
音楽教育		○		○	○
ソルフェージュ				○	
音楽文芸					○
音楽音響創造					○

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

4. 東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年 3月 7日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(1) 学士の学位は次のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）	
		和文	英文
音楽学部	全学科	学士（音楽）	Bachelor of Arts in Music

(2) 修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
音楽研究科	全専攻	修士（音楽）	Master of Arts in Music

(3) 博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
音楽研究科	音楽専攻	作曲研究領域 声楽研究領域 鍵盤楽器研究領域 弦・管・打楽器研究領域 古楽研究領域 指揮研究領域 邦楽研究領域		博士（音楽）	Doctor of Musical Arts
		音楽文化学研究領域	音楽学	博士（音楽学）	Doctor of Philosophy in Musicology
			音楽教育	博士（音楽学）または博士（学術）	Doctor of Philosophy in Musicology または Doctor of Philosophy
ソルフェージュ 音楽文芸 音楽音響創造	博士（学術）		Doctor of Philosophy		

（学位の授与条件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（学位論文等審査）

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当若しくは関連分野担当の講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の審査)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第11条～第14条 (略)

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条～第22条 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5. 指導教員（五十音順）および担当科目表

専攻	研究室名	指導教員名		担当科目名
作曲	作曲第1	教授	金子仁美	実習、演習
		教授	鈴木純明	実習、演習
		教授(兼)	林達也	実習、演習
		准教授	折笠敏之	実習、演習
		准教授	斉木由美	実習、演習
	作曲第2	教授	林達也	実習、演習
声乐	声乐第1 (独唱)	教授	手嶋真佐子	実習、演習、特殊研究
		准教授	中島郁子	実習、演習、特殊研究
		准教授	与儀巧	実習、演習、特殊研究
	声乐第2 (独唱)	教授	櫻田亮	実習、演習、特殊研究
		准教授	上江隼人	実習、演習、特殊研究
	声乐第3 (独唱)	教授	吉田浩之	実習、演習、特殊研究
		准教授	小林厚子	実習、演習、特殊研究
		准教授	萩原潤	実習、演習、特殊研究
	声乐第4 (独唱)	教授	甲斐栄次郎	実習、演習、特殊研究
		教授	菅英三子	実習、演習、特殊研究
		准教授	木下美穂子	実習、演習、特殊研究
	オペラ	オペラ	教授	甲斐栄次郎
教授			櫻田亮	実習、演習、オペラ演技
教授			菅英三子	実習、演習、オペラ演技
教授			手嶋真佐子	実習、演習、オペラ演技
教授			吉田浩之	実習、演習、オペラ演技
准教授			上江隼人	実習、演習、オペラ演技
准教授			木下美穂子	実習、演習、オペラ演技
准教授			小林厚子	実習、演習、オペラ演技
准教授			中島郁子	実習、演習、オペラ演技
准教授			萩原潤	実習、演習、オペラ演技
准教授			与儀巧	実習、演習、オペラ演技
器楽	ピアノ	教授	青柳晋	実習、演習、特殊講義
		教授	東誠三	実習、演習、特殊講義
		教授	有森博	実習、演習、特殊講義
		教授	江口玲	実習、演習、特殊講義
		教授	坂井千春	実習、演習、特殊講義
		教授	野原みどり	実習、演習、特殊講義
		准教授	上原彩子	実習、演習、特殊講義
		准教授	津田裕也	実習、演習、特殊講義
		准教授	萩原麻未	実習、演習、特殊講義
		講師	實川風	実習、演習、特殊講義
	オルガン	教授	廣江理枝	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	古楽	教授	大塚直哉	実習、演習、特殊研究、合奏実習（古楽アンサンブル）
		教授	野々下由香里	実習、演習、特殊研究、合奏実習（古楽アンサンブル）

専攻	研究室名	指 導 教 員 名	担 当 科 目 名	
器	弦楽第1・第2 (ヴァイオリン)	教 授	漆原朝子	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		教 授	玉井菜採	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		教 授	野口千代光	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	尾池亜美	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		教授(兼)	松原勝也	実習、演習、合奏実習
		准教授(兼)	植村太郎	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授(兼)	山崎貴子	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	弦楽第3 (ヴィオラ)	教 授	市坪俊彦	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	弦楽第4 (チェロ・コントラバス ハープ)	教 授	池松 宏	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		教 授	吉田 秀	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	中木健二	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	向山佳絵子	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	管楽第1 (木管楽器)	教 授	三界秀実	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	岡本正之	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	高木綾子	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授	吉井瑞穂	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	管楽第2 (金管楽器)	教 授	古賀慎治	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		教 授	栃本浩規	実習、演習、特殊研究、合奏実習
		准教授(兼)	日高 剛	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	打楽器	教 授	藤本隆文	実習、演習、特殊研究、合奏実習
	楽 室 内 楽	教 授	松原勝也	実習、演習、特殊研究
		准教授	日高 剛	実習、演習、特殊研究
		准教授	山崎貴子	実習、演習、特殊研究
		教授(兼)	青柳 晋	実習
		教授(兼)	東 誠三	実習
		教授(兼)	有森 博	実習
		教授(兼)	池松 宏	実習
教授(兼)		市坪俊彦	実習	
教授(兼)		漆原朝子	実習	
教授(兼)		江口 玲	実習	
教授(兼)		古賀慎治	実習	
教授(兼)		坂井千春	実習	
教授(兼)		玉井菜採	実習	
教授(兼)		栃本浩規	実習	
教授(兼)		野口千代光	実習	
教授(兼)		野原みどり	実習	
教授(兼)		藤本隆文	実習	
教授(兼)		三界秀実	実習	
教授(兼)		吉田 秀	実習	
准教授(兼)		上原彩子	実習	
准教授(兼)		植村太郎	実習	
准教授(兼)		尾池亜美	実習	
准教授(兼)		岡本正之	実習	
准教授(兼)		高木綾子	実習	
准教授(兼)		津田裕也	実習	
准教授(兼)	中木健二	実習		

専攻	研究室名	指 導 教 員 名		担 当 科 目 名
器楽	室 内 楽	准教授(兼)	萩原麻未	実習
		准教授(兼)	向山佳絵子	実習
		准教授(兼)	吉井瑞穂	実習
		講師(兼)	實川 風	実習
指揮	指 揮	教 授	山下一史	合奏実習、実習、演習、特殊研究
		教 授	酒井 敦	実習、演習、オーケストラ実習
邦 楽	邦楽第1 (三味線音楽)	准教授	柴田靖代	実習、演習、特殊研究
		教 授	味見 純	実習、演習、特殊研究
	邦楽第2 (箏曲・尺八)	准教授	萩岡未貴	実習、演習、特殊研究
		准教授	帯名久仁子	実習、演習、特殊研究
		准教授	藤原道山	実習、演習、特殊研究
	邦楽第3 (能楽・能楽囃子)	教 授	藤波重彦	実習、演習、特殊研究
		准教授	水上 優	実習、演習、特殊研究
	邦楽第4 (邦楽囃子・日本舞踊)	教 授	露木雅彌	実習、演習、特殊研究
教 授		盧 慶順	実習、演習、特殊研究	
音 楽 文 化 学	音楽学第1 (体系的音楽学)	教 授	福中冬子	実習、演習、特殊研究
		教 授(兼)	植村幸生	実習、演習、特殊研究
	音楽学第2 (西洋音楽史)	教 授	大角欣矢	実習、演習、特殊研究
		准教授	佐藤康太	実習、演習、特殊研究
		教 授	沼口 隆	実習、演習、特殊研究
	音楽学第3 (日本・東洋音楽史)	教 授	植村幸生	実習、演習、特殊研究
		准教授	土田牧子	実習、演習、特殊研究
	音楽教育	教 授	山下薫子	実習、演習、特殊研究
		准教授	市川 恵	実習、演習、特殊研究
		教授(兼)	杉本和寛	実習
		准教授(兼)	山田武彦	実習
			楽理科教員	実習
ソルフェージュ		専攻別担当教員	専攻別実習	
	准教授	山田武彦	演習、実習、特殊研究	
	准教授	西尾 洋	演習、実習、特殊研究	
	教授(兼)	山下薫子	実習	
音楽文芸		ピアノ科教員	ピアノ実習	
	音楽文芸	教 授	大森晋輔	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義(仏語)
		教 授	杉本和寛	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義(日本古典)
		教 授	畑 瞬一郎	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義(伊語)
		教 授	侘美真理	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義(英語)
		准教授	白鳥まや	演習、実習、特殊研究、原典特殊講義(独語)
	音楽音響 創 造	教 授	亀川 徹	実習、演習、特殊研究
		教 授	丸井淳史	実習、演習、特殊研究
		教 授	後藤 英	実習、演習、特殊研究
		教 授	田村文生	実習、演習、特殊研究

6. 専攻別教育課程表（別表Ⅰ）

1. 作曲専攻

- 作曲研究分野
- エクリチュール研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	作曲実技演習	8	8	16	32	44
	コンピュータ音楽演習Ⅰ	4		4		
	楽曲研究	4		4		
	作品演奏会		4	4		
	原典特殊講義（注1）	4		4		
選択科目	コンピュータ音楽演習Ⅱ		4	4	12	
	作曲分析演習		4	4		
	原典特殊講義（注1）	4		4		
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		

（注1）必修科目「原典特殊講義」は「英語、独語、仏語」より2カ国語以内を選択し、計4単位を修得すること。「原典特殊講義（英語、独語、仏語）」の修得単位数が、必修科目「原典特殊講義」の修了要件単位数（4単位）を超過した場合には、4単位を上限に選択科目「原典特殊講義」の修了要件単位に算入することができる。また、選択科目「原典特殊講義」は「伊語、露語、日本古典」より選択することもできる。

2. 声楽専攻

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	声楽実習・楽曲分析演習（独唱） ⁱ	7	ⁱⁱ 7	14	18	38
	修士リサイタル（注1）	4		4		
選択科目	声楽特殊研究Ⅰ（注2）	4～16		20		
	声楽特殊研究Ⅱ（注3）	4～12				
	重唱特別演習（アンサンブル特別演習）	4～8				
	歌曲分析演習	4～8				
	音楽リサーチ法	2～4				
	原典特殊講義	4				
	他専攻の授業科目	4				
学部開設授業科目	4					

（注1）修士リサイタルは15分以上20分以内のプログラムとする。実施時期については、1年次の年度末に演奏することを原則とする。

（注2）「声楽特殊研究Ⅰ」（日・独・伊・英米・仏・露の歌曲特殊研究、および韻律学概論 各4単位）を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

（注3）「声楽特殊研究Ⅱ」（宗教音楽等の特殊研究 各4単位）を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

3. オペラ専攻

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数			
		1年次	2年次	小計	中計	合計	
必修科目	声楽実習・楽曲分析演習(オペラ)	I 4	II 4	8	36	50	
	エッセイ 書	Aバ レ エ	I 2	II 2			4
		B舞台表現	I 2	II 2			4
	オペラ総合実習 (オペラハイライト公演、 オペラ定期公演を含む)	I 4	II 4	8			
	オペラ特殊研究 A	4		4			
オペラ特殊研究 B	I 4	II 4	8				
選択科目	オペラ台本講読法	I 4	II 4	14			
	オペラ特殊研究 C	I 4	II 4				
	声楽特殊研究Ⅰ(注1)	4~8					
	声楽特殊研究Ⅱ(注2)	4~8					
	オペラ分析演習		4				
	舞台芸術インターンシップ	4					
	音楽リサーチ法	2~4					
	原典特殊講義	4					
	他専攻の授業科目	4					
学部開設授業科目	4						

(注1) 「声楽特殊研究Ⅰ」(日・独・伊・英米・仏・露の歌曲特殊研究、および韻律学概論 各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

(注2) 「声楽特殊研究Ⅱ」(宗教音楽等の特殊研究 各4単位)を履修する場合、同一科目の複数年履修による単位数は認める。

4. 器楽専攻

○ ピアノ研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	器楽実習・楽曲分析演習(Pf)	I 7	II 7	14	30	44
	修士リサイタル	4		4		
	大学院論文作成関係科目	4		4		
	器楽特殊研究	8		8		
選択科目	室内楽実習	4		4	14	
	歌曲伴奏概論	2	2	4		
	伴奏実技演習	2		2		
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		
ピアノ音楽文献研究	4		4			

(注1) 修士リサイタルは概ね1時間とする。

(注2) 大学院論文作成関係科目として「音楽リサーチ法」(2単位)、「大学院研究基礎(演習)Ⅰ」(1単位)、「大学院研究基礎(演習)Ⅱ」(1単位)、「大学院論文作成(実習)」(1単位)の中から計4単位を修得すること。

(注3) 「伴奏実技演習」は作曲・声楽・弦・管打楽器のレッスン・学内演奏・試験等での伴奏を単位として認定するものである。伴奏する当該科の各専門教員の認印によって、演習の状況を確認する。また、前期後期それぞれ7回程度の回数が必要である。

(注4) 「音楽研究基礎」は、修士論文作成上の指導を受けるものであり、履修することが望ましい。

(注5) 「ピアノ音楽文献研究」は、ピアノ科が設置する論文作成のための授業であり、修了予定年度の者は履修することが望ましい。

(注6) 「大学院研究基礎(演習)Ⅱ」は、「音楽リサーチ法」または「大学院研究基礎(演習)Ⅰ」の単位を修得した後、履修することが望ましい。

(注7) 「大学院論文作成(実習)」は、「音楽リサーチ法」または「大学院研究基礎(演習)Ⅰ」の単位を修得した者のみ履修を認める。

○ オルガン研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	専攻実技・ 楽典分析演習 (Org)	^I 5	^{II} 5	10	28	36
	オルガン音楽分析演習	4		4		
	オルガン即興実技(大学院)	^I 1	^{II} 1	2		
	修士リサイタル	4		4		
	器楽特殊研究	4	4	8		
選択科目	合奏実習(注1)	2	2	4	8	
	古楽文献研究または 音楽リサーチ法	4		4		
	オルガン音楽分析演習	2		2		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4	4	8		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		

(注1) 古楽研究分野開設の古楽アンサンブルをもって代えることができる。

○ 弦楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次				修得単位数		
		1年次		2年次		小計	中計	合計
必修科目	器楽実習・楽典分析演習 (弦楽)	^I 7		^{II} 7		14	26	34
	修士リサイタル	4				4		
	器楽特殊研究	2	2	2	2	8		
選択科目	室内楽実習	4		4		8	8	
	オーケストラ実習	2	2	2	2	8		
	チェンバーオーケストラ実習(注1)	2	2	2	2	8		
	第二実技 (Va) (注2)	4				4		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4				4		
	学部開設授業科目	4				4		
	原典特殊講義	4				4		
	音楽研究基礎	4				4		
音楽リサーチ法	2~4				2~4			

(注1) このオーケストラは、履修希望者によって編成される。希望者多数の場合はオーディションを行う。

(注2) ヴァイオリン専攻学生は「第二実技 (Va)」を履修することができる。

○ 管打楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数				
		1年次	2年次	小計	中計	合計		
必修科目	器楽実習・楽曲分析演習(管打楽)	^I 7	^{II} 7	14	26	34		
	修士リサイタル	4		4				
	器楽特殊研究	4	4	8				
選択科目	室内楽実習	4	4	8	8			
	オーケストラ実習	2	2	2			2	8
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4		4				
	学部開設授業科目	4		4				
	原典特殊講義	4		4				
音楽研究基礎	4		4					

○ 室内楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数				
		1年次	2年次	小計	中計	合計		
必修科目	室内楽実習・演習(室内楽)	^I 8	^{II} 8	16	24	36		
	室内楽特殊研究	2	2	2			2	8
選択科目	室内楽実習	4	4	8	12			
	オーケストラ実習	2	2	2			2	8
	チェンバーオーケストラ実習(注1)	2	2	2			2	8
	第二実技(Va)(注2)	4		4				
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4		4				
	学部開設授業科目	4		4				
原典特殊講義	4		4					
音楽研究基礎	4		4					

(注1) 履修希望者多数の場合はオーディションを行う。

(注2) ヴァイオリン専攻学生は「第二実技(Va)」を履修することができる。

○ 古楽研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	専攻実技(古楽)	^I 3	^{II} 3	6	32	38
	古楽分析演習	^I 2	^{II} 2	4		
	修士リサイタル	4		4		
	古楽特殊研究Ⅰ	4	4	8		
	古楽特殊研究Ⅱ	4	4	8		
	古楽アンサンブル(注1)	2		2		
選択科目	古楽文献研究または 音楽リサーチ法	4		4	6	
	学部開設授業科目(注2)	4		4		
	原典特殊講義または 音楽研究基礎	4		4		
	他専攻の授業科目	4		4		
	選択古楽アンサンブル(注1)	2		2		
	専攻外古楽実習	2		2		

(注1) 「古楽アンサンブル」の修得単位数が、必修科目「古楽アンサンブル」の修了要件単位数(2単位)を超過した場合には、2単位を上限に選択科目「古楽アンサンブル」の修了要件単位数に算入することができる。

(注2) 古楽アンサンブルを除く。

5. 指揮専攻

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	指揮実習・演習	^I 5	^{II} 5	10	22	30
	指揮特殊研究(オーケストラ)	2	2	4		
	指揮特殊研究(オペラ)(注1)	4	4	8		
選択科目	指揮楽書特殊研究	4		4	8	
	原典特殊講義	4		4		
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		

(注1) 指揮特殊研究(オペラ)は月曜(3・4限)および火曜(4・5限)または金曜(3・4限)を2コマ以上履修すること。

6. 邦楽専攻

○ 長唄三味線・清元三味線・常磐津三味線

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目(注1)	2～4		2～4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 長唄・清元・常磐津

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2～6		2～6		
	学部開設授業科目(注1)	2～4		2～4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 邦楽囃子

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	三味線音楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
芸術情報関連科目	2	2	4			

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 日本舞踊

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習(日本舞踊)	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習(日本舞踊)	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	日本舞踊関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
芸術情報関連科目	2	2	4			

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 箏曲山田流

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	外国語会話	2	2	4		
	箏曲実技(演奏)論	4	4	8		

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 箏曲生田流

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4		4		
	他専攻の授業科目	2~4		2~4		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		
	音楽リサーチ法	2~4		2~4		

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 尺八

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽アンサンブル実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	邦楽合奏関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

(注1) 学部において既習のものは除く。

○ 能楽・能楽囃子

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	邦楽特殊研究	^I 4	^{II} 4	8	22	30
	邦楽演習	^I 4	^{II} 4	8		
	邦楽実習	^I 3	^{II} 3	6		
選択科目	音楽研究基礎(6)	4		4	8	
	原典特殊講義	4	4	8		
	他専攻の授業科目	2~6		2~6		
	学部開設授業科目(注1)	2~4		2~4		
	能楽関連実技	2	2	4		
	外国語会話	2	2	4		
	芸術情報関連科目	2	2	4		

(注1) 学部において既習のものは除く。

7. 音楽文化学専攻

○ 音楽学研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次				修得単位数		
		1年次		2年次		小計	中計	合計
必修科目	音楽学演習(注1)	2	2	2	2	8	22	30
	音楽学特殊研究(注2)(注3)	2	2	2	2	8		
	音楽学実習	I 3		II 3		6		
選択科目	音楽学実験	2		2		4	8	
	音楽学演習(注1)	4				4		
	音楽学特殊研究(注2)	4				4		
	他専攻の授業科目(注4)	4				4		
	学部開設授業科目(注5)	4				4		
	原典特殊講義	4				4		

(注1) 必修科目の「音楽学演習」は指導教員の開設するもの、または指導教員の指定するもの。なお、各学年2単位までを指導教員の指定する「音楽学特殊研究」をもって代えることができる。指導教員が指定する以外の「音楽学演習」を履修した場合は、選択科目とみなされる。

(注2) 必修科目の「音楽学特殊研究」は指導教員の開設するもの、または指導教員の指定するもの。なお、各学年2単位までを指導教員の指定する「音楽学演習」をもって代えることができる。それ以外の「音楽学特殊研究」を履修した場合は、選択科目とみなされる。

(注3) ただし、外国人留学生については、「音楽学特殊研究」以外の大学院開設科目（指導教員の指定するもの）をこれに充てることができる。

(注4) 他専攻の授業科目には、「音楽研究基礎」を含まない。

(注5) 指導教員の認定するものに限る。

○ 音楽教育研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次				修得単位数		
		1年次		2年次		小計	中計	合計
必修科目	音楽教育学演習	I 4		II 4		8	14	30
	音楽教育学実習	I 3		II 3		6		
選択科目	作曲 声乐 音楽教育学器楽実習 邦楽 音楽学(注1)	4		4		8	8	
	音楽科教育学実習							
	教育学特殊研究	4		4		8		
	他専攻の授業科目	4				4		
	学部開設授業科目	4				4		
	原典特殊講義	4				4		
	音楽研究基礎	4				4		
	室内楽実習	4				4		
	歌曲伴奏概論(注2)	2		2		4		

(注1) 「音楽学実習」は、音楽学研究分野の「音楽学特殊研究」をもって充てることができる。

(注2) ピアノを専攻した者に限る。

○ ソルフェージュ研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	ソルフェージュ研究演習	I 4	II 4	8	26	38
	ソルフェージュ研究実習	I 4	II 4	8		
	ソルフェージュ特殊研究	4		4		
	ピアノ実習	I 3	II 3	6		
選択科目	ソルフェージュ実技研究	8		8	12	
	他専攻の授業科目	4		4		
	学部開設授業科目	4		4		
	原典特殊講義	4		4		
	音楽研究基礎	4		4		

○ 音楽文芸研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽文芸演習	I 4	II 4	8	18	34
	音楽文芸実習	I 3	II 3	6		
	総合演習(注1)	4		4		
選択科目	音楽文芸演習(注2)	16		16	16	
	音楽文芸特殊研究					
	他専攻の授業科目					
	学部開設授業科目	4		4		

(注1)「総合演習」は、本分野の全常勤教員と全学生が参加し、1年を通じて演習を行い、年度末にレポート等の提出を求めるものである。

(注2)必修科目の「音楽文芸演習」は指導教員の開講するもの、または指導教員が指定するもの。その他の「音楽文芸演習」は選択科目として履修することができる。

○ 音楽音響創造研究分野

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	音楽音響創造演習	I 4	II 4	8	14	30
	音楽音響創造実習	I 3	II 3	6		
選択科目	音楽音響創造特殊研究	16 (注1)		16	16	
	総合演習					
	他専攻の授業科目					
	学部開設授業科目	4 (注1)		4		

(注1) 選択科目の履修に関しては、指導教員と相談のうえ、決定すること。

7. 専攻別開設科目（別表）

共通注意事項：年度によっては開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず授業時間割表により確認すること。

1. 作曲専攻

○ 作曲・エクリチュール

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	作曲第1 研究室	作曲実技演習	教授 金子	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士作品（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
			教授 鈴木	
	教授(兼) 林			
	准教授 折笠			
	准教授 斉木			
作曲第2 研究室	客員教授 望月	他 作曲講師		
		教授 林		
	コンピュータ音楽演習Ⅰ	准教授 折笠		
	楽曲研究	教授 金子		
	原典特殊講義	担当教員は 授業時間割表参照	英・独・仏語	
選択科目	コンピュータ音楽演習Ⅱ	准教授 折笠		
	作曲分析演習	講師(兼) 石川	作曲専攻生向け論文指導	
	原典特殊講義	担当教員は 授業時間割表参照	英・独・仏・伊・露語・日本古典	
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
音楽研究基礎				

2. 声楽専攻

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	声楽第1 研究室	声楽実習 楽曲分析演習	教授 手嶋 准教授 中島 准教授 与儀 他 声楽講師	※演習（オペラ演技演出論を除く） は各専攻別のゼミナールとし、 修士演奏（論文・音楽資料等を含 む）のための個人指導を内容 とする。
	声楽第2 研究室	声楽実習 楽曲分析演習	教授 櫻田 准教授 上江 他 声楽講師	
	声楽第3 研究室	声楽実習 楽曲分析演習	教授 吉田 准教授 小林 准教授 萩原 他 声楽講師	
	声楽第4 研究室	声楽実習 楽曲分析演習	教授 甲斐 教授 菅 准教授 木下 他 声楽講師	
選択科目	声楽特殊研究Ⅰ	日本歌曲	教授(兼) 菅 准教授 木下	
	声楽特殊研究Ⅰ	ドイツ歌曲	准教授 萩原 准教授 白鳥	
	声楽特殊研究Ⅰ	イタリア歌曲	教授 吉田	
	声楽特殊研究Ⅰ	英・米歌曲	教授(兼) 甲斐 教授(兼) 侘美 教授 手嶋	
	声楽特殊研究Ⅰ	フランス歌曲	講師(非) 高橋 教授(兼) 大森	
	声楽特殊研究Ⅰ	韻律学概論(イタリア詩)	教授 櫻田	
	声楽特殊研究Ⅱ	宗教音楽	教授(兼) 菅	
		重唱特別演習（アンサンブル特別演習）	教授 手嶋 准教授 与儀	
		歌曲分析演習	講師(非) 園田 講師(非) 田川 講師(非) 安川	声楽専攻生向け論文指導
		音楽リサーチ法		
		原典特殊講義	担当教員については	英・独・仏・伊・露語・日本古典
		他専攻の授業科目	授業時間割表を参照	
	学部開設授業科目	のこと		

3. オペラ専攻

履修区分	科目名	担当	科目の主な内容
必修科目	声楽実習・楽曲分析演習(オペラ) オペラ実習A(バレエ) オペラ実習B(舞台表現) オペラ総合実習(オペラハイライト公演、 オペラ定期公演を含む) オペラ特殊研究A オペラ特殊研究B	教授 甲斐 教授 櫻田 教授 菅 教授 手嶋 教授 吉田 准教授 上江 准教授 木下 准教授 小林 准教授 中島 准教授 萩原 准教授 与儀 他 オペラ講師	※演習(オペラ演技演出論を除く) は各専攻別のゼミナールとし、 修士演奏(論文・音楽資料等 を含む)のための個人指導を内容 とする。
選択科目	オペラ台本講読法		
	オペラ特殊研究C	講師(非) 森田	
	声楽特殊研究I 日本歌曲	教授 菅 准教授 木下	
	声楽特殊研究I ドイツ歌曲	准教授 萩原 准教授 白鳥	
	声楽特殊研究I イタリア歌曲	教授(兼) 吉田	
	声楽特殊研究I 英・米歌曲	教授 甲斐 教授(兼) 侘美 教授(兼) 手嶋	
	声楽特殊研究I フランス歌曲	講師(非) 高橋 教授(兼) 大森	
	声楽特殊研究I 韻律学概論(イタリア詩)	教授 櫻田	
	声楽特殊研究II 宗教音楽	教授 菅	
	オペラ分析演習	講師(非) 石田 講師(非) 園田	オペラ専攻生向け論文指導
	舞台芸術インターンシップ	講師(非) 穂刈	
	音楽リサーチ法		
	原典特殊講義	担当教員については 授業時間割表を参照 のこと	英・独・仏・伊・露語・日本古典
	他専攻の授業科目		
	学部開設授業科目		

4. 器楽専攻

○ ピアノ・オルガン

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	ピアノ第1 研究室	器楽実習	教授 青柳	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
		楽曲分析演習	准教授 津田	
	ピアノ第2 研究室	器楽実習	准教授 上原	
		楽曲分析演習	准教授 萩原	
	ピアノ第3 研究室	器楽実習	教授 東	
		楽曲分析演習	教授 坂井	
	ピアノ第4 研究室	器楽実習	教授 野原	
		楽曲分析演習	講師 實川	
	ピアノ第5 研究室	器楽実習	教授 有森	
楽曲分析演習		教授 江口		
オルガン 研究室	専攻実技 楽曲分析演習	教授 廣江		
	器楽特殊研究(ピアノ)	教授 野原		
	器楽特殊研究(オルガン)	教授 廣江	演奏解釈の基礎と応用	
	オルガン音楽分析演習	教授 廣江		
選択科目	室内楽実習		担当教員は「大学院指導教員名」参照	
	歌曲伴奏概論		講師(非) 丸山	歌曲伴奏
	オルガン合奏実習		教授 廣江	
	原典特殊講義		担当教員は授業時間割表参照	英・独・仏・伊・露語・日本古典
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)			
	学部開設授業科目			
音楽研究基礎				

○ 弦楽・管打楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	弦楽第1・第2研究室 (Vn)	器楽実習 楽曲分析演習	教授 漆原	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
			教授 玉井	
			教授 野口	
			准教授 尾池	
			教授(兼) 松原	
			准教授(兼) 植村	
			准教授(兼) 山崎	
	弦楽第3室 (Va)	器楽実習 楽曲分析演習	教授 市坪	
	弦楽第4室 (Vc, Cb, Hp)	器楽実習 楽曲分析演習	准教授 中木	
			准教授 向山	
			教授 池松	
			教授 吉田	
	管楽第1室 (木管)	器楽実習 楽曲分析演習	准教授 高木	
			准教授 岡本	
			教授 三界	
	管楽第2室 (金管)	器楽実習 楽曲分析演習	准教授 吉井	
			教授 栃本	
			教授 古賀	
	打楽器室	器楽実習 楽曲分析演習	准教授(兼) 日高	
教授 藤本				
器楽(弦楽器)特殊研究第1				
器楽(弦楽器)特殊研究第2	准教授 尾池	ヴァイオリン奏法及び演奏解釈		
器楽(弦楽器)特殊研究第3	教授 市坪	ヴィオラの役割及び奏法の研究		
器楽(弦楽器)特殊研究第4	准教授 向山	チェロ奏法及び演奏解釈		
器楽(弦楽器)特殊研究第5	教授 池松 教授 吉田	コントラバスの役割及び歴史		
器楽(弦楽器)特殊研究(ハープ)				
器楽(管楽器)特殊研究第6	講師(非) 北川	オリジナル楽器と楽曲の研究		
器楽(管楽器)特殊研究第7	准教授 日高 講師(非) 中村	理学療法を活用した音楽表現メソッドの研究		
器楽(打楽器)特殊研究第8	教授 藤本	打楽器演奏概論		
選択科目	オーケストラ実習	弦・管・打楽器専任教員		
	室内楽実習	担当教員は「指導教員名」(13ページ)参照		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)	担当教員は授業時間割表参照		
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義		英・独・仏・伊・露語・日本古典	
音楽研究基礎				

○ 室内楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	室内楽研究室	室内楽実習 室内楽演習	教授 松原 准教授 山崎 准教授 日高	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
		室内楽特殊研究	教授 松原 准教授 山崎	室内楽作品の分析と演奏解釈
選択科目	オーケストラ実習		弦・管・打楽器専任教員	
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)		担当教員は授業時間割表参照	
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			英・独・仏・伊・露語・日本古典
	音楽研究基礎			

○ 古楽

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	古楽研究室	専攻実技 古楽分析演習	教授 野々下 教授 大塚 他 古楽講師	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
		古楽特殊研究Ⅰ（バロック器楽）	教授 大塚	演奏解釈の基礎と応用
		古楽特殊研究Ⅱ（バロック声楽）	教授 野々下	
		古楽アンサンブルⅠ・Ⅱ・Ⅲ	教授 野々下 教授 大塚 他 古楽講師	
選択科目	古楽文献研究または音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ		担当教員は授業時間割表参照	
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			英・独・仏・伊・露語・日本古典
	他専攻の授業科目			
		専攻外古楽演習	教授 野々下 他 古楽講師	

5. 指揮専攻

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	指揮研究室	指揮実習 指揮演習	教授 山下 教授 酒井	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。演習はオーケストラでの演習。
	指揮特殊研究（オーケストラ）			オーケストラ指揮について
	指揮特殊研究（オペラ）		教授 山下 オペラ専攻専任教員	オペラ指揮について
選択科目	指揮楽書特殊研究		担当教員は授業時間割表参照	指揮楽書について
	原典特殊講義			英・独・仏・伊・露語・日本古典
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	音楽研究基礎			

6. 邦楽専攻

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	邦楽第1研究室	邦楽実習 邦楽演習	准教授 柴田 教授 味見	※演習は各専攻別のゼミナールとし、修士演奏（論文を含む）のための個人指導を内容とする。
	邦楽第2研究室	邦楽実習 邦楽演習	准教授 萩岡 准教授 帯名	
	邦楽第3研究室	邦楽実習 邦楽演習	教授 藤波 准教授 水上	
	邦楽第4研究室	邦楽実習 邦楽演習	教授 露木 教授 廬	
選択科目	邦楽特殊研究第1		准教授 柴田	三味線音楽の研究
	邦楽特殊研究第2		教授 味見	三味線音楽の研究
	邦楽特殊研究第3		准教授 帯名	箏曲の研究（生田流）
	邦楽特殊研究第4		准教授 萩岡	箏曲の研究（山田流）
	邦楽特殊研究第5		講師(非) 川瀬	尺八の研究（琴古流）
	邦楽特殊研究第6		准教授 藤原	尺八の研究（都山流）
	邦楽特殊研究第7		教授 藤波	能楽の研究（観世流）
	邦楽特殊研究第8		准教授 水上	能楽の研究（宝生流）
	邦楽特殊研究第9		教授 廬	邦楽囃子の研究
	邦楽特殊研究第10		教授 露木	日本舞踊の研究
	音楽研究基礎(6)		教授(兼) 塚原	論文指導
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻を含む)		担当教員は授業時間割表参照	
学部開設授業科目				
	原典特殊講義			英・独・仏・伊・露語・日本古典

7. 音楽文化学専攻

○ 音楽学

履修区分	科目名	担当	科目の主な内容
必修科目	音楽学演習	教授 植村 教授 大角 教授 沼口 教授 福中 准教授 佐藤 准教授 土田	※音楽学演習は各専攻別のゼミナールとし、音楽学実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
	音楽学特殊研究（各分野ごと）	担当教員は授業時間割表参照	各専攻領域に依拠したトピックをゼミナール形式で扱う。
選択科目	他専攻の授業科目	担当教員は授業時間割表参照	
	学部開設授業科目		音響測定
	音楽学実験		英・独・仏・伊・露語・日本古典
	原典特殊講義		
	音楽学演習、音楽学特殊研究（所属分野以外）		

○ 音楽教育

履修区分	科目名	担当	科目の主な内容	
必修科目	音楽教育研究室 音楽教育学演習 音楽教育学実習	教授 山下 准教授 市川 講師(非) 一柳、山名	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。	
選択科目	作曲（実習）	実習担当教員	実習担当教員の指導によるもの。	
	声楽（実習）			
	器楽（実習）			
	邦楽（実習）			
	音楽学（実習）			
	音楽科教育学（実習）			
	教育学特殊研究		教授 山下 准教授 市川 講師(非) 一柳、山名	
			講師(非) 岩田	子どもと音楽
			講師(非) 横地	音楽教育研究法（心理学を含む）
			講師(非) 古屋	音楽医科学、原書講読
			講師(非) 新藤	社会教育、生涯学習
			講師(非) 横山	教材分析、教材開発
			講師(非) 西名	音楽教育研究法
			講師(非) 上藤	音楽教育研究法
講師(非) 榎藤	音楽教育史			
他専攻の授業科目	担当教員は授業時間割表参照	英・独・仏・伊・露語・日本古典		
学部開設授業科目				
原典特殊講義				
音楽研究基礎				
室内楽実習又は歌曲伴奏実習			担当教員は「大学院指導教員名」参照	

○ ソルフェージュ

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	ソルフェージュ研究室	ソルフェージュ研究演習	准教授 山田 准教授 西尾 講師(兼) 大矢	※演習はゼミナールと修士論文作成のための個人指導を内容とする。
		ソルフェージュ研究実習		
		ソルフェージュ特殊研究		
	ピアノ実習		ピアノ科	ピアノ科教員の指導によるもの。
選択科目	ソルフェージュ実技研究		担当教員は授業時間割表参照	英・独・仏・伊・露語・日本古典
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			
	音楽研究基礎			

○ 音楽文芸

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽文芸研究室	音楽文芸演習	教授 畑 教授 杉本 教授 大森 教授 侘美 准教授 白鳥	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
		音楽文芸実習		
		総合演習		
選択科目	音楽文芸特殊研究		担当教員は授業時間割表参照	英・独・仏・伊・露語・日本古典
	音楽文芸演習			
	他専攻の授業科目			
	学部開設授業科目			
	原典特殊講義			

○ 音楽音響創造

履修区分	科目名		担当	科目の主な内容
必修科目	音楽音響創造研究室	音楽音響創造演習	教授 亀川 教授 後藤 教授 丸井 教授 田村	※演習はゼミナールとし、実習は修士論文作成のための個人指導を内容とする。
		音楽音響創造実習		
選択科目	音楽音響創造特殊研究		担当教員は授業時間割表参照	
	総合演習			
	他専攻の授業科目			
	他学部開設授業科目			
	学部開設授業科目			

8. 留学に係る履修上の特例

(平成17年6月9日 研究科委員会決定)

通年授業の単位分割について

年度途中で休学のうえ留学するとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位（本来の単位数の半分）が認められる（2005年度より）。

- ① 単位分割が認められる場合：
 - a. その外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている音楽院の課程に在学する場合。
 - b. 外国において特定の教育機関に在学せず、教師に個人的に師事する場合で、音楽の実技の指導を受けることが確実に証明でき、かつ当該科（専攻）部会によって教育上有効と認められた場合。
- ② 休学の開始、及び復学の時期：

半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。
- ③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。
- ④ 休学申請書提出時に必要な書類：
 - a. 受け入れ機関が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。
 - b. 受け入れ教師による受け入れ証明書。留学期間等を明記したもの。
 - c. 留学による休学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑤ 復学申請書提出時に必要な書類：
 - a. その教育機関に在学していたことを証明する資料：在学証明書、成績証明書、学生証、成績表（票）、履修票（指導教員の受講サインがあるもの）等。場合によっては授業納入済証等でもよい。学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。
 - b. その教師に実質的に師事したことを証明する資料：教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書（指導教師のサインがあるもの）。
 - ・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。
 - c. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑥ 復学後の注意事項：

上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の後半期を履修しなければならない。ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の後半期を履修しなければならない。

9. 教職課程

○専修免許状について

- (1) 所定の教職課程の単位を修得し（または1種免許状を取得し）、かつ修士の学位を取得した者は、「中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状（音楽）」を取得することができる。
- (2) 教職課程科目（学部開設）の科目等履修を希望する場合には、前期履修登録期間中に定められた手続きを行うこと。履修の際には第1回から授業に出席し、事前に授業担当教員から履修許可を得ること。なお、科目等履修できるのは本学音楽学部卒業生のみである。

○履修方法

専修免許状の取得を希望する者は、下表のとおり単位を修得すること（下表に記載のない専攻・分野はカリキュラムにしたがい修了要件単位を修得すること）。

声 楽		「声楽特殊研究Ⅰ」、「声楽特殊研究Ⅱ」、「重唱特別演習」、「歌曲分析演習」から計16単位修得すること
指 揮		「指揮楽書特殊研究」、「音楽研究基礎」、「原典特殊講義」から計2単位修得すること
邦 楽		「三味線音楽関連実技」、「日本舞踊関連実技」、「邦楽合奏関連実技」、「能楽関連実技」、「音楽研究基礎」、「原典特殊講義」から計4単位修得すること
音 楽 文 化 学	音 楽 学	「音楽学実験」、「音楽学演習」、「音楽学特殊研究」、「原典特殊講義」から計18単位修得すること
	音楽教育	選択科目で「教育学特殊研究」、「原典特殊講義」から計2単位修得すること
	音楽文芸	選択科目で「音楽文芸演習」、「音楽文芸特殊研究」、「原典特殊講義」から計6単位修得すること
	音楽音響創造	選択科目で「音楽音響創造特殊研究」、「原典特殊講義」から計10単位修得すること

○教員免許状

教員免許状は、大学の所定単位を取得しても、本人が授与願の申請を大学または教育委員会に行わない限り、発行されない。

(1) 免許状授与願の申請手続きについて

申請区分	対 象	手続場所	手続期間	申 請 手 順
一括申請	在学生	本学WEBサイト 教職課程ページ 教員免許の 申請について	6月下旬 ～7月中旬	HOME > 学生生活 > 授業・学事 > 教職課程 ①教員免許の申請について WEBフォームから申請 ②他大学出身者は申請手続時に窓口で相談 すること。
			3月下旬	③卒業式当日以降、免許状を授与
個人申請	卒業生	現住所の 都道府県 教育委員会	教育委員会 による	①教育委員会に申し出て、指示に従うこと。

※手続期間の詳細については、掲示にて連絡する。

(2) 授与された免許状について

免許状は、再発行されないため各自大切に保管すること。万一、紛失等した場合は、教育委員会に「免許状授与証明書」を申請すること。この場合、自己の免許状の種類、番号が必要となるため、紛失等に関係なく、免許状のコピーを各自保存しておくことが望ましい。

10. 学生生活

学生生活に関する事項は、学生課発行の「学生便覧」と併せて確認すること。

なお、千住校地に関わる事柄を必要に応じて **枠内** に補記して説明する。

10-1. 学内在留時間

7:30 ~ 21:00

千住校地は次のとおり。

7:30 ~ 21:00

- (1) 下校時間を厳守すること。
- (2) 入学試験実施その他による登校禁止等については、学事暦に記載してある他、その都度、掲示により連絡する。

10-2. 練習時間（上野校地）

平日（月～金曜） 7:30 ~ 21:00

土・日・祝日 7:30 ~ 21:00

夏季・冬季・春季休業期間中 7:30 ~ 20:00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

- (1) 練習時間は学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は一切認めない。時間延長等は一切行わないため、終了時間を厳守すること。
- (2) 学外者のホール、練習室の使用は一切認めない。
- (3) ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。
- (4) 練習室の窓を開放しての練習は禁止とする。

千住校地音楽演習室等の利用時間については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

10-3. 事務取り扱い時間（教務係・学生募集係）

平日（月～金曜） 教務係 9:00 ~ 12:30、13:30 ~ 16:30

学生募集係 9:00 ~ 12:15、13:30 ~ 17:00

上記時間帯以外は事務取り扱いをしない。

千住校地事務室の事務取り扱い時間：平日（月～金曜） 9:00 ~ 12:30、13:30 ~ 17:00

10-4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示（教務係前ロビー、5-109講義室前）、本学ウェブサイトおよび教務システムにより周知する。掲示を確認しなかったために生じる不利益は学生の責任となるため、毎日確認すること。また、気象警報発令に伴う授業の休講等、緊急・重要な事項については、藝大メールへの一斉メールにより通知する。

千住校地における掲示板：1F エントランスホール

○休講・補講情報

教務システム等により周知する。

○構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合および多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○電話での問い合わせ

- (1) 学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。
- (2) 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外一切行わない。
- (3) 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには一切応じない。

10-5. 学籍

○修業年限、在学年限

修業年限（修了するために必要な在学期間）は、2年とする。学生は、3年を超えて在学することはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

○休学

病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。

休学の期間は、1年以内とする。特別な理由があるときは、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。

休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合はその月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

○復学

休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

○退学

退学を希望する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て退学することができる。

退学の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。

○除籍

次のいずれかに該当する者は、教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 入学料の免除または徴収猶予を申請し、免除もしくは徴収猶予の不許可または一部免除もしくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

10-6. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。(身分異動に関係する手続きは、申請期限等を確認のうえ、必ず学生本人が行うこと。)

名称	手続き等	担当部署
休学申請書	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 (学則第70、71、72条を参照)	音楽学部教務係 (上野校地)
復学申請書	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 (学則第73条を参照)	〃
退学申請書	受理された後、学生証を返還する。(学則第74条を参照)	〃
学生・保証人連絡先変更フォーム	[住所・電話番号等変更] Webフォームから届け出る。 [改姓] Webフォームから届け出る。戸籍抄本等改姓を証明する公的書類の画像データを添付する。	学生課学務係
学生証再交付願	手数料2,100円を財務会計課で納付のうえ、学生課学務係へ願い出ること。	財務会計課・学生課学務係
声種変更届	声楽専攻・オペラ専攻学生対象	音楽学部教務係 (上野校地)
公欠確認書	音楽学部教務係で交付を受け、指示に従って手続きする。 (音楽学部開設授業公欠の承認基準を参照)	〃
追試験願	試験日から1週間以内に手続きする。 (音楽学部規則第13条を参照)	〃
楽器類借用願	演奏支援係に願い出ること。	演奏企画室演奏支援係
通称名等使用申出書	戸籍抄本等を添えて申し出る。	音楽学部教務係 (上野校地)
藝大アカウント・パスワード再発行	WEB (https://user.geidai.ac.jp) から申請し返信メールの指示に従うこと。	芸術情報センター

10-7. ロッカー (学生募集係)

- (1) 学生個人用ロッカーの使用登録は、毎年5月に学生募集係で受け付ける。使用希望者は定められた期間内に登録すること。登録したロッカーは卒業まで使用することができ、毎年の更新は不要とする。
- (2) ロッカー内には、貴重品や食品、精密機器(パソコン、スマートフォン、タブレット端末等)、リチウムイオン電池使用製品(モバイルバッテリー、ハンディファン等)など、盗難・破損・火災等の原因となるおそれのある物品を入れないこと。大学では、これらに関する事故や損害について一切責任を負わない。また、暗証番号の管理には十分注意すること。
- (3) 鍵が開かなくなった際の申し出は、必ず登録者本人が行うこと。本人確認が取れない場合の対応は一切行わない。
- (4) 未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学においてすべて処分する。処分された物品について、大学では一切責任を負わないため注意すること。
- (5) 卒業生は、卒業式までにロッカー内を清掃し、空にすること。卒業後、ロッカーに残っている私物は内容・種類を問わず大学においてすべて処分する。処分された物品については、大学では一切責任を負わないため注意すること。

千住校地ロッカー室の利用については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

10-8. 自転車の登録（学生募集係）

- (1) 通学により音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、学生募集係で必ず登録し、駐輪許可シールを貼ること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティおよび2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口などには駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

千住校地の駐輪場も自転車等の登録を行う。詳細は、千住校地事務室に問い合わせること。

10-9. その他

千住校地における事項

- (1) 展示について
千住校地の屋内外で展示やパフォーマンスを行う場合には、千住校地事務室との事前打ち合わせが必要である。詳細は千住校地事務室に問い合わせること。
- (2) 千住校地の医務室
体調不良時の一時的な休養場所。利用時は千住校地事務室に申告すること。

11. 諸規則

東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年 6月20日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(2) 音楽研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
音楽研究科	作曲専攻 声楽専攻 オペラ専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 音楽文化学専攻	音楽専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程		博士後期課程			
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲専攻	7	14	音楽専攻	20	60
	声楽専攻	12	24			
	オペラ専攻	8	16			
	器楽専攻	45	90			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	29	58			
計	113	226	20	60		

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 美術研究科及び音楽研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期から分ける。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日
- (3) 開校記念日 10月4日
- (4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則(以下「本学学則」という。)の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表(第80条関係)については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習 及び実技	一の授業科目について、講義、演習、実験、 実習及び実技のうち二以上の併用により行う 場合
音楽研究科	時間 15	時間 15又は30	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目 の場合は、それぞれの授業時間数を x 、 y と すると、 $ax + by$ (a : 1単位の授業科目を構成 する内容の学修に必要とされる時間数の標準 である45時間を該当する左記の時間数で除し て得た数値、 b : 同じく45時間を該当する左記 の時間数で除して得た数値) が45となるよう に x 及び y の時間を定める。3つ以上の授業 の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、 授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表(略)

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な

研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

- 2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第28条 (略)

(再入学)

第29条 本学大学院を標準修業年限未満の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査した上、相当年次に入学を許可することができる。

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要な事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

- 2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (5) 行方不明の者

第40条～第42条 (略)

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 (略)

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の納入期限を変更することができる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全部又は一部を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良の者
- (2) 学力劣等の者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるものは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、令和6年6月20日から施行する。

東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 令和 6年12月12日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項規定に基づき、東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条の2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻及び研究領域）

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) オペラ専攻
- (4) 器楽専攻
- (5) 指揮専攻
- (6) 邦楽専攻
- (7) 音楽文化学専攻

2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。

- (1) 作曲研究領域
- (2) 声楽研究領域
- (3) 鍵盤楽器研究領域
- (4) 弦・管・打楽器研究領域
- (5) 古楽研究領域
- (6) 指揮研究領域
- (7) 邦楽研究領域
- (8) 音楽文化学研究領域

（指導教員）

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

2 研究指導教員は、学年の始めに年間の研究指導計画を学生に示すものとする。

（授業科目及び単位）

第5条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規（以下「博

士後期履修内規」という。)に定めるとおりとする。

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

第2章 修士課程

(履修方法)

第7条 修士課程の学生(以下本章中「学生」という。)は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教官の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、4単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第8条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第9条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもって、これに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第10条 修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、あらかじめ、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第11条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科委員会の審議を経て修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第12条～第16条 (略)

第4章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 第6条関係

東京藝術大学音楽学部規則第17条、18条

(成績評価基準等)

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

別表2 (第17条関係)

評	価	基	準
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

制 定 昭和59年11月18日

最近改正 令和5年12月14日

（趣旨）

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

（公欠事由等）

第3条 公欠として認められる事由（以下「公欠事由」という。）及び期間は、別表に掲げるとおりとする。

（承認手続）

第4条 公欠事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、別表第5項及び第6項に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 公欠事由に該当して授業を欠席する学生は、所定の手続きにより原則として事前に当該科目の担当教員に届け出なければならない。

（公欠の例外）

第6条 公欠事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（実施細則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、令和5年12月14日から施行する。

別表（第3条関係）

公欠として認められる事由	公欠として認められる期間
1 忌引	(1) 配偶者、1親等（父母及び子） 連続する7日間 (2) 2親等（祖父母、兄弟姉妹及び孫） 連続する3日間
2 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止期間
3 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	(1) 裁判員 裁判（公判、評議、評決等）に参加した日 (2) 裁判員候補者 裁判員選任手続のために裁判所に行った日
4 教育実習及び介護等体験	(1) 教育実習 実習期間及び実習校との事前打合せに参加した日 (2) 介護等体験 体験を行う日
5 藝大定期演奏会に参加する出演者	演奏会及びゲネプロ当日
6 その他学部教授会が認めた特別事由	教授会が認めた期間

東京藝術大学成績評価に関する申合せ

制 定 平成29年6月30日

最近改正 令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学における成績評価を適切に実施し、もって教育の質を担保するため、成績評価の指針となるべき基準及び成績評価に関する質問等の受付に関して必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2条 成績の評価基準は下記のとおりとする。

判定	評語	評価基準
合格	秀	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可	到達目標を達成している
不合格	不可	到達目標を満たしていない

2 単位の認定のみを行う科目については、認定の標記とする。

(成績評価に関する質問等)

第3条 美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科（以下「学部等」という。）は、成績発表後、一定期間を設けて、学生からの成績評価に関する質問等を受け付け、真摯に対応するものとする。

2 成績評価に関する質問等の受付および回答は、各学部等の教務担当事務を通じ行うものとし、各学部等はその方法を定めて学生に周知するものとする。

附 則

この申合せは、令和6年12月19日から施行する。

東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年 2月28日

最近改正 平成26年 3月12日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏藝術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽藝術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画及びその編集
- (2) 演奏作品の保存に必要な CD-ROM 等のメディアやサーバへの複製
- (3) メディアの配布・販売・貸与、インターネット等を通じた配信その他の提供
- (4) ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) 上記各号に定める行為の第三者に対する再許諾
- (6) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないとして著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

略記法

55.12.11 教務委員会決定

科・声種・楽器名		略記法	科・声種・楽器名	略記法	
作曲			室内楽		
声 楽	独唱		古 楽	チェンバロ	Cemb
	オペラ			バロック声楽	BVo
	ソプラノ	S		バロック・ヴァイオリン	BVn
	メゾソプラノ	Ms		バロック・チェロ	BVc
	アルト	A		リコーダー	Rec
	テノール	T		フォルテピアノ	FP
	バリトン	Br		バロック・オルガン	BOrg
	バス	B	指揮		
ピアノ		Pf	楽理・音楽学		
オルガン		Org	音楽教育		
弦 楽	ヴァイオリン	Vn	ソルフェージュ		
	ヴィオラ	Va	音楽環境創造		
	チェロ	Vc	音楽音響創造		
	コントラバス	Cb	邦楽		
	ハープ	Hp	(略記法の表現について) 1. 原則として、2字以内にまとめた。 2. 原則として、頭文字は大文字を使い、2字目は小文字とした。 3. 科名等を表現するときは日本語のままとし、専攻(声種・楽器名)を略記法の対象とした。 以上		
木 管	フルート	Fl			
	オーボエ	Ob			
	クラリネット	Cl			
管	ファゴット	Fg			
	サクソフォン	Sx			
金 管	ホルン	Hr			
	トランペット	Tp			
	トロンボーン	Tb			
	チューバ	Tu			
	ユーフォニアム	Euph			
打楽器		Pc			

※ 平成16年6月10日一部改正

※ 平成23年2月28日一部改正